

# 明白性判断の構造

村岡啓一

はじめに

白鳥決定（一九七五年）および財田川決定（一九七六年）に代表される最高裁判例が定立した証拠の明白性判断の基準と方法論（「全面的再評価説」と呼称される）につき、その後の最高裁における再審棄却決定が整合しているのか否か、また、近時、下級審裁判所において再審開始決定（大崎事件、横浜事件）と再審棄却決定（晴山事件）とが分岐してみられる現状を前にして、果たして上記基準と方法論は下級審を指導する指針足りえているのか否か、が現在問われている。

私は、現在の再審に関する判例実務は通常控訴審における事実誤認の特殊

形態、すなわち、第一審弁論終結後の事情の援用を認める事実誤認の審理（刑法法三八二条の二）と同じ構造で運用されているのではないかとこの仮説を抱いており、その控訴審審理の実務運用と対比すれば、最高裁の白鳥・財田川決定とその後の一連の再審棄却決定との関係は整合的に理解できるのではないかと考えている（その対比を図1と図2に示した）。

また、理論的には、現行刑訴法の再審の二段階構造に忠実であろうとする限り、確定判決の証拠構造の揺らぎそのものによって、「一応の合理的疑い」の発生を認め、再審を開始して再審公判に移行すべきであると考えており、そのためには、川崎教授の主張する証拠構造論が有効であることを私自身疑ってはいない（図3）。しかし、現実

の再審の判例実務は明らかに再審公判を先取りした形での再審請求審という事実上の一段階構造になっている。私は、実際に冤罪に泣く者の救済のためには、現行の実務を前提にしたうえで現実的な打開策を考案しなければならぬと考えるので、本稿においては、専ら、前述した仮説に基づいた判例実務の分析を行い、その上で、どこに焦点をあてれば問題解決の糸口があるのかを探ることにしたい。

## 一 再審型の事実誤認を理由とする通常控訴審の事実審理

### 1 再審型の控訴審審理における「控訴趣意書一本主義」

刑事弁護の実務に携わっていると、控訴審において第一審の弁護戦略を大

きく転換して、第一審では提出しなかった、あるいは、提出できなかった新たな証拠に基づき、事実誤認を主張することが珍しくない。特に、第一審と控訴審で弁護人が違う場合には、第一審の弁護方針を放棄し、全く新たな観点から事実関係を見直すことは決して珍しいことではない。こうした新たな主張・立証に基づく事実誤認の場合は、厳密に言えば、事後審構造には包摂されないはずであるにもかかわらず、刑事訴訟法は事実誤認の控訴理由の一形態として認めている（三八二条の二）。同様に、再審事由がある場合にも控訴理由となるから（三八三条）、第一審判決後に刑訴法四三五条六号に定める「明らか証拠を新たに発見したとき」にも、新たな事実関係に基づいて第一審判決の事実誤認を主張する

ことができる。これらの場合、刑訴法は、第一審で提出できなかった「新証拠」によって証明することのできる事実」の援用とその「事実を疎明する資料」の添付を求めている（同時に、当該証拠を第一審で請求できなかった「やむを得ない事由」の疎明資料の添付も求められている）。つまり、刑訴法は、第一審弁論終結後の事情に基づく事実誤認の控訴理由の場合には、まず、「証拠より論」の考え方に立って、新証拠の証拠能力および証明力の審査に入る前に、いかなる新証拠があつて

いかなる新事実が明らかにされるのか、その結果、第一審判決の事実認定が動揺するか否かを論理的に論証することを控訴人の側に求めているのである。この論証に成功して初めて控訴審裁判所の職権による「事実の取調べ」が認められることになる。したがって、控訴審弁護の主眼は、いかにして控訴趣意書の記載によって、新証拠によって明らかにされた事実に基づく自らの抱いた第一審判決の事実誤認を控訴審裁判官に論理的に理解させるかにある。控訴審裁判官に論理的に「なるほど」と思わせることができなければ、それ以上に進んで、実際に、控訴審において新証拠の証拠能力および証明力の審査手続に入ることはできない。

い。これを、刑事弁護人は、いささかの皮肉を込めて「控訴趣意書一本主義」と揶揄する。

## 2 刑事弁護人の行う証拠構造分析

では、弁護人はどのような方法論を用いて控訴審裁判官を納得させる論旨を展開しようとするのだろうか？ 弁護人は、第一審（事実審）で取り調べられた証拠（旧証拠）を逐一吟味して、有罪判決を支える証拠群全体における個別証拠の位置関係とその証明力の程度と射程距離を確認する。これは、歴史家と実務家という控訴審弁護人が持つ二つの立場のうち、実務家としての立場に立って、もし、自分が同じ証拠を前にした裁判官であるとしたら、どう判断するであろうか、という判断過程を意味する。この段階で、実務家である裁判官の視点で見た旧証拠の証拠構造の全体像と強度（言い換えれば脆弱性）が判明するので、そこに弁論終結前の未提出証拠や弁論終結後の新証拠を加えて、旧証拠の証拠構造が崩壊するか否かを確認することになる。これは自分自身の心証形成作業に他ならない（これを便宜上「主観的証拠構造」という）。

次に行う作業は、刑事弁護人の持つ二つの顔のうち、歴史家の立場に立っ

て行う第一審（事実審）判決の判決文から帰結される証拠構造の解析である。裁判の実際として、裁判官の心証形成の過程が判決文に正確に反映されるとは限らない。すなわち、裁判官が抱いた有罪の心証をもたらしただけの最重要証拠と判決文に記載された証拠説明の最重要証拠とは乖離がありうるのである。しかし、通常控訴審においても

再審においても、弾効の対象となるのは事実審の下した判決であるから、歴史家の立場で行う証拠構造分析は、あくまでも、判決文から導かれる論理的な証拠構造が対象でなくてはならない。論理的に分析が可能であるということは、誰が分析しても同一の結論を導くと考えられがちであるが、やはり、判決文の記載の有無、判旨の論理的明確性や表現の巧拙、曖昧さなどの文字伝達の限界があるので、同一の判決文を対象にしても、歴史家の立場に立つ論者によって抽出される事実審の証拠構造は異なる。しかし、この分析過程で重要なことは、複数成り立ちうる解析結果のいずれが正当かにあるのではなく、いずれであっても、判決文から論理的に帰結される証拠構造か否か、換言すれば、判決文と証拠との対応関係が論理的に説明できているかあるから、一義的に確定しなけれ

ばならないものではない。要は、控訴審裁判官を論理的に「なるほど」と了解させるに足る論旨を展開するうえで必要な基礎が説明されていることである（これを便宜上「表見的証拠構造」という）。

## 3 控訴審の審理の実際

では、控訴趣意書が提出された後の控訴審裁判所における審査の実際はどのようなになっているのだろうか？ 元控訴審裁判官の講演や発言によると、職権による事実の取調べが決定されて続審としての事実審に性格を変える前の事後審レベルでは、控訴趣意書の提出を待って、以後、刑訴法三八六条の審査（疎明資料の添付の有無）、控訴理由の主張の外形的審査（原判決の証拠説明との対比で新証拠による判決への影響の因果関係の存否）が行われ、事実誤認の指摘が判決の結論に影響を及ぼさないなど主張自体が失当である場合には、控訴審の第一回期日で終結することとし、控訴理由に論理的な一応の根拠が認められる場合に、第一審（事実審）の旧証拠の証拠構造の確認がなされ（表見的証拠構造の確認）、次いで、弁護側請求にかかる控訴審で取調べ予定とされている新証拠の意義、すなわち、新証拠によって立証しようとする

図1 弁論終結後の事情に基づく事実誤認を理由とする控訴審の審理

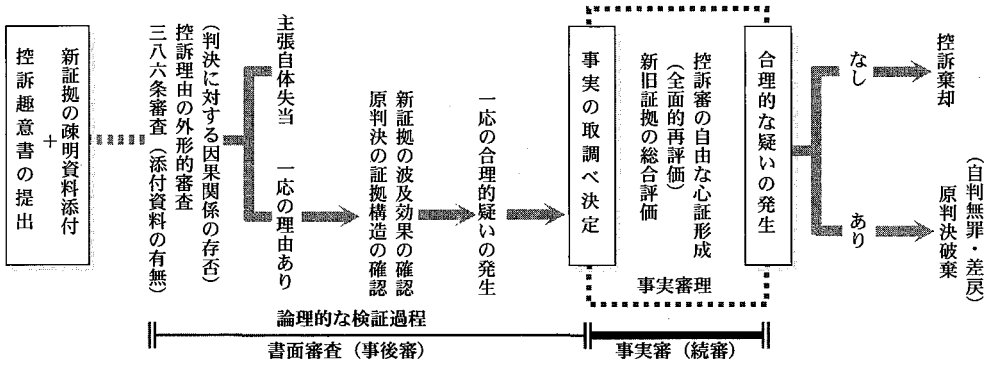


図2 再審に関する判例実務から窺われる再審請求審の審理

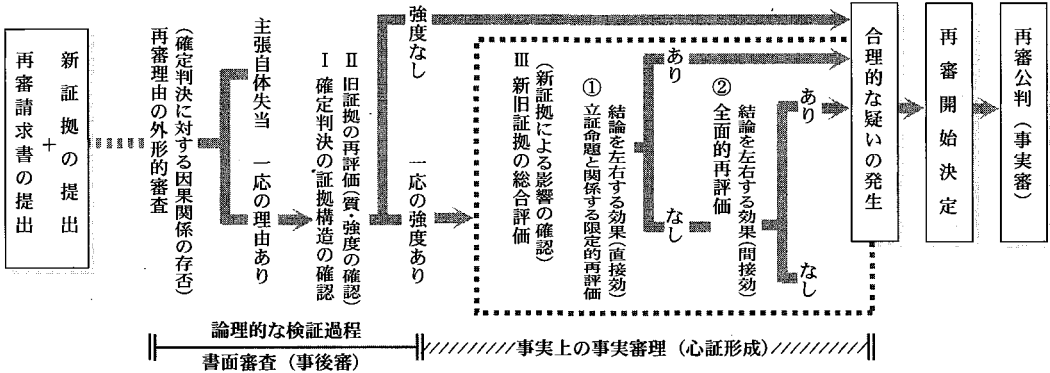
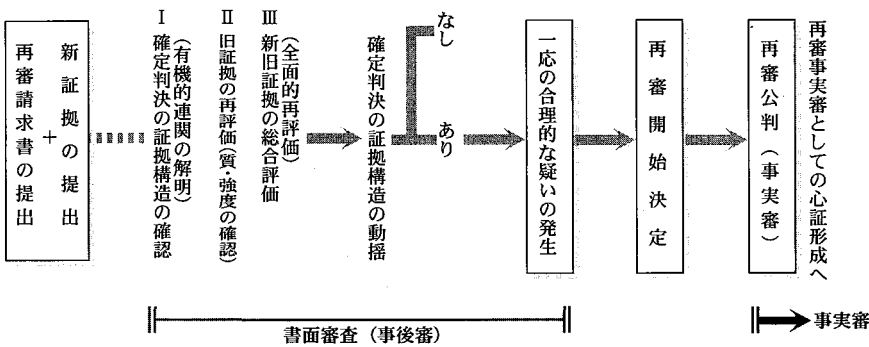


図3 二段階構造の再審法制が想定している審理（川崎教授の証拠構造論の考え方）



事実がもたらす論理的な波及効果を確認し、その論理的な検証の結果、改めて事実審として新証拠の証拠能力と証明力を吟味する必要があるかないかを判断しているように思われる。端的に言えば、職権による事実の取調べ決定という手続を経て続審による事実審理に踏み込むか否かは、控訴趣意書の論理的な説得力いかんにかかっている。であり、「控訴趣意書一本主義」を裏付けているということである。そして、事実の取調べ決定後は続審として控訴審による自由な心証形成が可能となるので、この段階で、新旧証拠の総合評価が行われる結果、訴因変更や証拠構造の変化も認められ、控訴審裁判所の抱いた心証との対比において、原判決に「合理的な疑い」が発生するか否かが問われることになる（図1参照）。

二 通常控訴審の事実審理と再審に関する判例実務との比較

1 私の仮説

元最高裁判事で白鳥決定に関与された団藤重光博士は、再審開始の引き金になるのは新旧証拠の総合評価の結果生ずる「合理的な疑い」である点では通常控訴審の事実誤認の審査基準と何ら変わらないことを明言されたが、同

決定以降の再審に関する判例実務は、同決定が定立した「合理的な疑い」の有無という証拠の明白性の判断基準のみならず、再審型の事実誤認を理由とする控訴の通常控訴審の審理方式をもそのまま踏襲した、というのが私の仮説である。

## 2 論理的な検証過程にみる類似点

尾田事件（マルヨ無線強盗殺人放火事件）決定は、確定判決認定事実の犯行態様の一部に事実誤認がある場合と刑法四三五条六号の再審事由との関係について、「犯行の態様に関し、詳しく認定判示されたところの一部について新たな証拠等により事実誤認のあることが判明したとしても、そのことにより更に進んで罪となるべき事実の存在そのものに合理的な疑いを生じさせるに至らない限り、刑法四三五条六号の再審事由に該当するということではない」と判示した。この趣旨は、実際に放火方法の一部に事実誤認があるか否かを審理する以前に、論理的な関係として、仮にその事実誤認があったとしても放火という「罪となるべき事実」の結論を左右するには至らないから、「原判決において認められた罪より軽い罪をみとめるべき」ことが「明らか」とはいえないということである。

あろう。控訴理由とのアナロジーでいえば、判決に影響を及ぼすとはいえないという因果関係の否定と同趣旨であり、再審理由の外形的審査という論理のレベルで、再審事由なしと判断したものと考えられる。

再審理由の外形的な審査を経て論理的に一応有罪判決の結果を左右するに足る因果関係が肯定された後、再審請求審は、一旦、再審請求書の記載を離れて、確定判決の証拠構造（表見的証拠構造）の確認をしたうえで、旧証拠の再評価（旧証拠の質および強度の確認）を試みると思われる。これは、再審請求書に記載された弁護側の確定判決の証拠構造分析（表見的証拠構造）と対比することにより、弁護人の主張する「合理的な疑い」の発生が論理的に跡付けることが可能か否かを判断するうえで、不可欠の前提であるからである。ここまでは、新旧証拠の総合評価という再審請求審独自の心証形成に入る前の論理的な検証作業の段階であり、再審請求審と控訴審との間に実質的な違いはない。

## 3 跡付け可能性審査による「合理的な疑い」の発生

従来の再審に関する最高裁判例をみると、この論理的なレベルでの検討の

結果、最初の分岐点が到来するように思われる。一般に、財田川決定は白鳥決定が定立した証拠の明白性に関する判断基準を具体的事案に適用したものと理解されており、「白鳥・財田川決定」として一体のものとして引用されることが多いが、明白性判断の方法という点に着目すると両者は同一ではない。白鳥決定は、弾劾対象となった証拠弾丸が、確定判決の証拠構造上の位置づけからみて、直接有罪判決の結論を左右するものではないことを確認したうえで（白鳥決定のいう「全般的な考察」、事実認定の一般的特徴および旧証拠の成立過程の特徴を根拠に、更に、再審請求審として積極・消極の旧証拠や新証拠の全てを総合評価の対象として事実認定することを認めた（白鳥決定にいう「分析的な検討」）。これに対し、財田川決定は、論理的なレベルで確定判決の証拠構造（表見的証拠構造）の確認と旧証拠の再評価による旧証拠構造の強度確認（裏からいえば脆弱性の確認）の結果、新証拠を投入した総合評価による心証形成に入る前の段階で、再審事由を肯定した。いわば、財田川決定は、ドイツ上告審の跡付け可能性審査と同じように自白の信用性判断につき「数々の疑点」があることを指摘し、新証拠を加えて総合評

価をするまでもなく、「合理的な疑い」の発生を認めただのである。そうすると、再審開始に至る最初の機会として、旧証拠の証拠構造分析の結果、「強度なし」、すなわち有罪判決を支える証拠構造が余りにも脆弱すぎることを論理的なレベルで論証できた場合があることになる。

## 4 新旧証拠の総合評価による「合理的な疑い」の発生

(1) 総合評価に参加しうる証拠の範囲

尾田事件決定は、再審請求審が証拠の明白性を判断する際の総合評価にあたり斟酌することができるとする証拠につき、「再審請求時に添付された新証拠および確定判決が挙示した証拠のほか、たとえ確定判決が挙示しなかったとしても、その審理中に提出されていた証拠、更には再審請求後の審理において新たに得られた他の証拠」をも対象に加えた。あたかも、通常控訴審において、事実の取調決定後に控訴審に認知されるに至った全ての証拠を自由に斟酌できると同様の取扱いを認めただのである。

(2) 新証拠の立証命題との関連による二段階審査

白鳥・財田川決定以後の最高裁判例

を見ると、新旧証拠の総合評価において、直ちに尾田事件決定が判示した新旧全ての証拠による総合評価が行われているのではなく、二段階の手順を踏んでいるように思われる。それは論理的な証拠構造分析の結果の反映でもあるのであるが、(i) 新証拠が旧証拠構造の基本的な部分を弾劾対象とするものであり新証拠の影響によって旧証拠の基本的な部分を直接動揺させる場合と、(ii) 新証拠の弾劾対象が旧証拠構造の基本的部分を直撃するものではなく、有機的な連関を通じた間接的な効果を及ぼすにすぎない場合を区別していると考えられることである。尾田事件決定において、「新証拠とその立証命題に関連する他の全証拠とを総合的に評価」とすると判示されて以来、「新証拠の立証命題に関連する」という限定が「全面的再評価説」に對置される「限定的再評価説」を意味するの

か否か、ひいては白鳥決定の「全面的再評価説」からの変更を意味するの否か、が議論されてきた。しかし、証拠構造論の目的が論理的に「合理的な疑い」の発生根拠と過程を可視化しようとする点にあることを考えれば、証拠構造分析の結果、当該新証拠が旧証拠のどこを弾劾し、その結果、いかなる有機的連関に基づいて旧証拠構造の

基本的部分を動揺させるのかを論理的に示すことは当然に想定されているはずである。そうすると、まず、論理的な手順の問題として、新証拠の立証命題が旧証拠といかなる関係に立つかは考慮せざるを得ないのではなからうか。確かに、白鳥決定には、「新証拠の立証命題に関連する」という表現上の限定はなく、「分析的な検討」の部分で新旧証拠の全面的再評価がなされており、正に、白鳥決定の意義はこの全面的再評価にこそあるが、論理的な手順としてみた場合、白鳥決定の「一般的な考察」の部分で展開された証拠弾丸の証拠評価は「新証拠の立証命題に関連」してなされているのであり、その証拠価値の低下に伴う判決への直接効を否定したうえで、次の「分析的な検討」という全面的な再評価に踏み込んでいるのであるから、「新証拠の立証命題との関連性」を最初に問うという総合評価の手順として明示する限りでは、白鳥決定と乖離しているといえない。批判されるべきは、最高裁調査官解説が説くように、新証拠の立証命題との関連でのみ旧証拠に与える動揺の有無を問題にし、それ以上の全面的再評価に踏み込むのを否定しようとする「限定的再評価説」の考え方である。総合評価の在り方として、ま

ず、新証拠の立証命題との関連で旧証拠との対応関係を明らかにし、その動揺の影響から旧証拠構造の基本的な部分が直接揺らぐか否かを判定しようというアプローチの仕方自体は正当なものと考える(図2参照)。

総合評価を上記二段階で把握すると、再審開始に至る二番目の機会は、新証拠の立証命題との関連で新証拠によって弾劾される旧証拠が旧証拠構造の中で基本的な部分を構成しており、その影響によって、直接的に動揺する場合である。たとえば、最近の再審開始決定である大崎事件決定は、次のような判示をしている。『旧証拠である――(筆者注)城鑑定の結果部分は、邦夫の側溝への転落状況によっては、頸椎等に重篤な損傷が生じて死亡したと考えても、…本件死体の客観的状况とは矛盾しないという限度で変更せざるを得ないと認められるから、本件事件当夜、邦夫が同方向に搬送された時の状況等について、再検討する必要がある認められる。すなわち、新証拠による旧鑑定書の動揺の結果、事故死の可能性(事件性の否定)があることを認めているのである。さらに、三番目の機会は、たとえ立証命題との関係では直接的ではなくても有機的な連関を通じてその波及効果が結論を左右するに

至る場合である。たとえば、同じ大崎事件では、新証拠(鑑定書)の立証命題と対応する旧証拠(城鑑定書)の動揺が旧証拠構造の基本的な部分であるを明白を否定するに至る有機的連関を次のように叙述して、結局、全面的再評価に踏み込まざるを得ない論理的関係を明示している。『(1) 新鑑定によって、直ちに確定判決の犯罪事実の認定が維持できなくなるとはいえない。しかしながら、新鑑定によれば、…中略…死体の客観的状况は、善三と喜作の明白を前提とする犯行態様とは矛盾する可能性が高いと認められる。(2) 犯行態様という明白の根幹部分が死体の客観的状况と矛盾する可能性が高いといわざるを得ない以上、その信用性を慎重に吟味する必要がある。(3) そうすると、本件が、善三と喜作の明白以外の証拠によってどの程度支えられているかについても再検討する必要があるが生じる』(番号付けは筆者による)。

上記分類でいえば、白鳥決定および第五次名張決定は、証拠弾丸あるいは歯痕鑑定に関する新証拠につき、立証命題との関連で旧証拠との対応関係を明らかにしたうえで、旧証拠構造の基本的な部分への影響を判断したが、基本的部分の動揺を直接帰結するには十

分ではないと判断されたものといえる。しかし、証拠構造の有機性連関による影響は否定できないので、新旧証拠の全面的再評価に踏み込み、再審請求審としての最高裁の立場で自由な心証形成をした結果、結局、「合理的な疑い」を発生させるには至らなかった事例ということになる。

### 三 再審の現状を打開するための方策は何か

#### 1 事実上の事実審のブラックボックス化

私の仮説が正しいとすれば、図1と図2の対比から判明するように、再審請求審と通常控訴審との違いは事後審としての書面審査、すなわち、論理的レベルにおける確定判決の証拠構造(表見的証拠構造)の確認および旧証拠の再評価(旧証拠の質と強度の確認)の作業を経た後の段階である心証形成段階の手続的保障の差に現れる。通常控訴審の場合には、事実の取調決定という手続的に明確な意思表示がなされて、新旧証拠の全てにつき当事者の相互批判が可能な事実審理の場(裁判所の側から言えば、心証形成の場)が確保されるのに対し、再審請求審の場合には、裁判所において新旧の証拠

を総合評価して新たな心証を形成する事実審理の場が対外的には全く明らかにされないまま、裁判所内部の事実認定の一場面としてのみ存在することになる。いわば、最も重要な判断過程がブラックボックス化しているのである。その結果、実質は、再審請求審自身の新たな心証形成を許す事実審であるにもかかわらず、当事者の相互批判を受けることなく(特に、再審請求人に不利益証拠に対する弾効の機会が与えられることが重要であるが、その機会とは与えられない)、完全にフリーハンドの状態での再審請求審は自らの心証形成をなすことになる。しかも、通常控訴審においては、続審化した後、証拠法に従った厳格な証明による立証が要請されるのに対し、再審請求審においては、証拠法上の規制は働かないので、裁判所は証拠能力および取調方式からも自由であることになり、二重の意味で、フリーハンドの状態に置かれる。「総合評価の逆転」や「証拠構造の組替え」といった現象は、このブラックボックス化した自由な事実認定過程の所産である。

#### 2 理論と実務との乖離

川崎教授に代表される証拠構造論の考え方は、無辜の救済を指導理念とす

る利益再審の片面的構成に立って、確定判決の証拠構造分析を静的に、かつ、一義的にとらえ、新証拠の投入によって旧証拠の証拠構造が揺らいだならば、それをもって「一応の合理的な疑い」が発生したと評価し、直ちに、再審を開始し、以後の新旧証拠の総合評価による実質的な心証形成は再審公判において行うべきだという主張である。いわば、事後審から続審への転換点を再審開始決定に求め、再審開始に至るまでの論理的な「合理的な疑い」の発生過程を可視化、透明化することによって、新旧証拠の総合評価のブラックボックス化を回避しようとしたものと考えられる(図3)。

私も、刑事法が再審法制を再審請求審と再審開始後の再審事実審に分けて二段階構造にしている点を考えれば、理論的には、ドイツ上告審の跡付け可能性の考え方と同様に、再審請求審は新証拠の存在を当然に前提にはするものの、再審開始の要件である「合理的な疑い」の発生は論理的な叙述によって発生過程が論証できれば足り、あとの新旧証拠の総合評価に基づく心証形成の場は再審開始後の再審公判における事実審理に委ねられていくと理解すべきであろうと考える。しかし、現在の再審をめぐる判例実務は、既にみた

とおりに、理論的には本来再審公判に行うべきであった新旧証拠の総合評価を前倒しして、再審請求審の非公判手続の中で証拠法の規制および当事者の批判を受けない状態で事実認定および有罪無罪の心証形成をしている。この判例実務を支えているのは、白鳥決定が「分析的な検討」という名の下、再審請求審において新旧証拠の総合評価をなすことを認めたことにある。換言すれば、再審請求審が再審公判を待たずに新たな事実認定をし、心証形成することを認めたことにある。確かに、白鳥決定の最大の意義は、孤立評価説を否定し新旧証拠の全面的な再評価を認めた点にあるが、それは、一方で、新旧証拠の総合評価の結果発生する「合理的な疑い」の存在を根拠に再審開始という無辜の救済に道を開いたが、他方で、再審請求審自身が論理的なレベルの論証の合理性判断を超えて実質的な事実審理をなすことを認められた結果、再審公判における事実審としての性格をも併せ持つことになり、事実上の一段階構造の再審法制に変容してしまったのである。

#### 3 現状打開のための対抗軸は何か

このように判例実務を理解するならば、再審をめぐる「逆流」現象を打開

するための前提となる対抗軸は、新旧証拠の総合評価の在り方における「限定的再評価」か「全面的再評価」かの対立ではなく、実は、「全面的再評価」をしているのか否かにあるのではない。実務上、真に重要な問題は、下級審の再審棄却決定に見られる「各論点毎に、新証拠と関連旧証拠とを機械的に対比し、明白性を順次否定していく手法」をもって白鳥決定に依拠しているとする曲解にこそある。この分断手法は、表現上、総合評価の名を冠していても紛れもない「孤立評価説」であり、その意味では、今日でも対抗軸は依然として「孤立評価説」と「全面的再評価説」との対立ということになる。下級審の再審棄却決定に蔓延しつつある論点毎に分断する証拠評価方法は、「全面的再評価説」の判例理論とは似て非なるものであるとして排斥し、真の総合評価に基づく事実認定をさせることが現実的な課題となろう。

#### 4 打開の方策は何か

上記の判例実務を前提にして、いくつかの切り口を指摘してみよう。その一つは、財田川決定の論理を再審弁護の基本に据えることである。つまり、確定判決の証拠構造（表見的証拠構造）分析の上に立って、旧証拠の証拠

構造の脆弱性を徹底的に論証することである。現実の再審事件はほとんどが白鳥とわずかな状況証拠の組み合わせからなる旧証拠の脆弱な証拠構造に依拠してかろうじて有罪を支えているのが実態であるから、白鳥の信用性判断の基準および状況証拠による事実認定の基準を厳密に適用することによって確定判決の推論過程の論理的飛躍や無視および経験則違反を論証し、ドイツ上告審の跡付け可能性の審査手法と同じ論理的なレベルで「一応の合理的疑い」の存在を論証することである。白鳥決定のいう新旧証拠の総合評価の段階に進む以前に財田川決定の旧証拠構造の全面的再評価が行われるべきであるという意味で、再審弁護の出発点は財田川決定を指針とすることになる。実際の再審請求審の決定において、多くの場合、再審開始あるいは棄却の結論を導く分岐点が新旧証拠の総合評価の結果に依存していることは、結論のいかんを問わず、再審請求の第一段階の論理的説明において「一応の合理的な疑い」を提示することには成功している」と評価することが可能である。そうすると、結論を分ける事実上の分岐点は、新証拠の立証命題との関係で波及効果が限定的なものにとどまり、最終的な有罪の結論までたどりつかない

い場合か、それとも、波及効果が最終結論まで到達する場合か、にあることになる。確かに、新旧証拠の総合評価による心証形成は裁判所の専権事項ではあるが、刑事弁護人として、「新旧証拠の総合評価」という枠の中で、自らの抱いた「合理的な疑い」の根拠を裁判官に跡付け可能なように提示しない限り、同じ「合理的な疑い」を共有させることはできない。したがって、実践的に言えば、刑事弁護人は、表見的証拠構造の分析結果を踏まえ、新証拠の立証命題との関連で旧証拠構造のいかなる証拠が弾効の対象となり、その証拠価値の否定ないし低下に伴い、いかなる旧証拠の有機的連関を経て主要命題である有罪の結論を瓦解させるに至るかを丁寧に明示しなければならぬのである。

再審請求審に事実上再審公判の機能を取り込んでいく判例実務においては、上記手法に基づいてある証拠構造(弁護人の析出した表見的証拠構造)の瓦解を跡付け可能な形で論証したとしても、裁判所の心証形成は自由にならざるを得ない。弾効の対象とした証拠構造とは異なる証拠構造(裁判所の析出した表見的証拠構造)に組み替えて有罪の心証に基づき有罪判決を維持することはありうる。これが不当であることとは言うまでもないが、実践的に、この事態を克服しようとするれば、新たに明確にされた「再審請求審裁判所の析出した証拠構造」を弾効対象として、改めて新証拠による瓦解の道筋を論証して、「合理的な疑い」を共有できるように論理的な説明を試みるより他に方法はないだろう。冤罪である限り、いかなる証拠構造であろうとも「合理的な疑い」の発生は必然なのであり、再審を担当する裁判官も私たちと同じ知性と感性を持った常識人であるという前提に立つならば、私たちの抱く「合理的な疑い」の共有は可能なのではないから、結局、「合理的な疑い」の発生根拠を誰の目にも明らかでない形で提示し続けるより他はないのである。

限定的再評価であり、その限りで、限定的再評価が正しいことになる。②新証拠が旧証拠の証明力を減殺するか否かの判断は、限定的再評価で足りるが、新証拠が旧証拠の証明力を減殺した場合は、全面的再評価を行わなくてはならない。これが白鳥決定の方法論である。③限定的再評価説と全面的再評価説とは、従来、対立する説と考えられてきたが、位相を異にしているといふべきであり、「限定的再評価」が先行し、新証拠が旧証拠の証明力を減殺した場合には、そのことのみによって確定判決の事実認定に合理的な疑いを生じさせない場合でも、さらに「全面的再評価」に進み、その結果、合理的な疑いが生じれば、新証拠の明白性が肯定されるというのが判例の趣旨である。最高裁判所調査官解説も、この趣旨に理解できる。

本稿引用の判例は、白鳥決定(最決昭五〇・五・二〇刑集二九巻五号一七七頁)、財田川決定(最決昭五一・一〇・一二刑集三〇巻九号一六七三頁)、第五次名張決定(最三決平九・二・二八刑集五巻一第一一頁)、尾田事件(マルヨ無線強盗殺人事件)決定(最三決平一〇・一〇・二七刑集五二巻七号三六三頁)、大崎事件(鹿児島地決平一四・三・二六判例集未登載・即時抗告中)、横浜事件(横浜地決平一五・四・二六判例集未登載・即時抗告中)、晴山事件(札幌高決平一三・二・一六判タ一〇五七号二六八頁)、同異議審決定(札幌高決平一五・三・三二判例集未登載・特別抗告中)である。

(2) 石松竹雄「刑事控訴審における弁護活動」『現代法律実務の諸問題』(下)、平成五年版、一七五頁、環直彌「控訴審における刑事弁護」『同・平成八年版』六五九頁、青木暢茂「刑事控訴審の審理の実情と弁護活動」『同・平成九年版』六〇五頁など。

(3) 団藤重光「現代社会における判例の任務」法学教室四二号九頁。

(4) 白鳥事件固有の事情として、捜査機関による証拠弾丸の捏造という疑念が生じた。

(5) 中川孝博「合理的な疑いを越えた証明」(現代人文社、二〇〇三年)一二二頁。

(6) 大崎事件については、事件性そのものの否定という意味では直接効ありの分類になるが、本文に紹介するように、鑑定の結果、自白との間に決定的な矛盾を惹起し、その結果、自白全体の信用性が揺らぐという点に着目すれば、間接効が有機的連関を経由して有罪の結論を支える基本的な部分をも動揺させる関係にある事例ということになる。大崎事件決定が、全ての新旧証拠の再評価をして「合理的な疑い」を肯定し再審を開始したことは、むしろ、後者の理解(間接効あり)を支持しているように思われる。

(7) 松宮孝明「再審請求審における総合評価の意味」季刊刑事弁護二二二頁。

(8) 晴山事件決定等。なお、第一次狭山事件決定(最決昭六〇・五・二七裁判集刑事二四〇号五七頁)参照。

(9) むらおか・けいいち 一橋大学教授

法律時報75巻11号—36

